

川口市監査告示第 10 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行
したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年 5月 1日

川口市監査委員	小 川 春 海
同	星 野 隆 男
同	関 裕 通
同	石 橋 俊 伸

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象及び理由

(1) 監査の対象

危機管理部

消防局・南消防署・北消防署

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め、実施した。

○前回監査期間 平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 28 日（危機管理部）

○前回監査期間 平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 2 月 26 日

（消防局・南消防署・北消防署）

2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか否かについて関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に取られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか

(3)補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

4 監査の対象期間

平成 29 年 2 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日

5 監査の実施期間

平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 27 日

6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、監査委員が対象施設を選定し、現地調査を実施するとともに関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

【危機管理部】

[防災課]

(1) 主な監査項目

ア 支出事務

(ア) 防災会議委員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 自主防災組織活動補助金等

イ 契約事務

- (ア) 防災ハンドブック作成事業等の委託契約
- (イ) 防災行政無線固定系システム等の賃貸借契約
- ウ 工事の設計・施行及び監督業務
 - (ア) 防災行政無線同報系デジタル子局更新工事
- エ 財産管理
 - (ア) 備品管理

[防犯対策室]

- (1) 主な監査項目
 - ア 支出事務
 - (ア) 安全・安心防犯講座講師報償金
 - (イ) 旅費
 - (ウ) 消耗品費
 - (エ) 町会防犯灯電気料補助金等
 - イ 契約事務
 - (ア) 国民保護図上訓練業務委託契約
 - (イ) 防犯カメラ等賃貸借契約
 - ウ 財産管理
 - (ア) 備品管理

【消防局 南消防署 北消防署】

- (1) 主な監査項目
 - ア 収入事務
 - (ア) 消防施設等使用料
 - (イ) 危険物製造所等検査手数料
 - イ 支出事務
 - (ア) 消防団員報酬
 - (イ) 講師等報償金
 - (ウ) 旅費
 - (エ) 消耗品費
 - (オ) 消防局整備庫シャッター等の修繕料
 - (カ) 消防職員等被服費

(キ) 全国消防長会等の負担金

ウ 契約事務

(ア) 消防緊急デジタル無線保守等の委託契約

(イ) 消防局仮設訓練塔等の賃貸借契約

エ 工事の設計・施行及び監督業務

(ア) 耐震性貯水槽設置工事その1

オ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 手数料について

危険物製造所等検査手数料において、申請書と異なる検査済証が交付されていたので、川口市消防事務決裁規程に基づき適正に執行されたい。

第3 意見

1 補助金交付団体の事務について

市が関与する任意団体の事務について、全市的により一層の改善を求める。